

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄他

被告 国

2017年(平成29年)2月28日

## 原告ら第6準備書面

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄  
外

被告の平成29年1月6日付第3準備書面に対して、以下の通り反論する。

第1 「水源関係について」に対して

1 「1 原告らの主張」に対して

被告がここで要約しているようなことを原告らが主張していることは間違いがない。

2 「本件慣行水利権を佐世保市の保有水源に含めることができないこと」に対して

(1) 「長崎県の治水…の特徴」に対して

ここで、被告が主張している事実、あるいは乙B第16号証に記載されている事実については、特に争わない。

ただ、本件慣行水利権を、被告あるいは佐世保市が現行保有水源に含まないとしたこととはほとんど関係性がない。おそらく、地形上河川の水量が不足し

がちであることを言いたいのであろうが、後述するように、「水量の不足」という観点は、本件では全く的外れの話である。

(2) 「慣行水利権の法的位置づけ」に対して

ア ここで被告が述べている「慣行水利権の一般論」については、特に争うものではない。

被告のここでの主張は単なる一般論であり、「では、本件慣行水利権が、どうなっているのか」については、少なくとも、ここでは述べていない。わずかに、最後に「慣行水利権は、…その権利内容が明確ではない。これは本件慣行水利権…においても同様である」と述べているだけであり、具体的なことは一切言っていない。

イ 乙 B 第 20 号証の記載

(ア) 被告がここで引用する乙 B 第 20 号証を、被告は、ある意味、誤解を与える趣旨で引用している。

(イ) 例えば「慣行水利権の内容は…内容が不明確であり…ダム等の建設計画等における既得権としての評価などを行う際に支障が生じる場合がある」との記載を取り上げ、あたかも、「慣行水利権を保有水源として評価する際に支障が生じる」かのごとく思わせようとしている。

しかしこれは、「ダム建設予定の当該河川において慣行水利権がある際に、それを既得の権利として評価するかどうかに支障がある」と言っているものであり、ダムによる新たな水利開発と対立する権利性の問題である。

本件のように、新たにダムを建設する必要があるかどうかを判断する保有水源としての問題ではない。

(ウ) しかも、上記でわかるように、乙 B 第 20 号証は「支障が生じる場合がある」と記載してあり、生じない場合があることを当然想定している。

(エ) さらに、乙 B 第 20 号証の「慣行水利権の権利内容を明確にするため、必要な事項を届け出する義務を課したが、この届出の内容が直ちに法 23 条の許可を受けたものとみなされる流水の占有の内容となるものではない」を引用し、かつ乙 B 第 20 号証の該当部分に赤線を引き、あたかも、慣行水利権が許可水利権と同価値ではないかと思わせようともしている。

しかし、ここで述べられているのは、「届け出すれば当然にその内容が正しいとみなされるわけではなくて、正しい内容の限度でしか許可水利権と同等の価値を持ってない」ということに過ぎない。当たり前のことである。

したがって、少なくとも、客観的に正しい届け出がなされている慣行水利権は、許可水利権と少なくとも同等であり、場合によっては利水者にとって、許可水利権よりも価値が高く（被告提出の乙 B 第 19 号証 p6 参照。なおこれは「農業水利権の例」としてあるが、水道用水利権でもおなじである）、乙 B 第 20 号証もそれを前提にした解説である。

ウ また、被告は「慣行水利権を有する者は、河川法 88 条に…に基づき、…事項等を届け出なければならない。…しかしながら、現存する慣行水利権のすべてが河川管理者に届け出られているとは限らず…河川管理者が慣行水利権の実態を正確に把握することは困難である」と主張する。

一般論としては確かにそうで、そのことは原告らの準備書面でも、また原告らの提出した書証にもそう記載されている。

しかし、本件で問題となるのは、本件慣行水利権が、届出がされていないものか、内容が不明確なものか、ということであり、かかる一般論は無意味である。原告らは、一般論として、届け出がされていなくても問題ないと考えているが、少なくとも、正しい内容が届出されている慣行水利権は、被告の立場に立ったとしても、許可水利権と同価値である。

この点について、本件慣行水利権が届出されており、かつその内容が明確

で客観的にも正しいものであることは、被告が、「本件慣行水利権について届出がされていない」云々という反論(指摘)をしないことから、おのずと明らかである

(3) 「本件慣行水利権を佐世保市の保有水源に含めることができないこと」に対して

ア 被告が「ア」で述べている河川法の一般論については、特に争うものではない。

イ 被告が「イ」で述べている「相浦川における平成 13 年 9 月に策定された河川整備基本方針」の内容についても、特に争わない。

ただ、ここの記載内容と、本件慣行水利権を佐世保市が保有水源に含めないこととは、無関係である。

被告は、おそらく、本件慣行水利権の水量が不安定であることを言いたいのであろうが、相浦川の維持水量をどれくらいに想定するかということは、慣行水利権の安定性とは無関係であるし、少なくとも、被告もどのような関係性があるかを、ここでは述べていない。

ウ 「ウ」に対して

(ア) 被告は、「ウ」の冒頭で、突然、「慣行水利権は、答弁書第 7 の 1(1)イ(カ)で述べたとおり、河川法 23 条の許可水利権と異なり、通年取水できる量的安定性が承認されたものではなく、当該河川の流況にゆだねられるため、流量が一概に安定・不安定とは言えないものである」と断定する。

しかし、答弁書においても、この被告第 3 準備書面においても、この主張の根拠は示していない。被告第 3 準備書面で、ここまで述べられていることは、この被告の主張を何ら裏付けていない。

被告は、「慣行水利権は、通年取水できる量的安定性が承認されたもので

はなく」と述べているが、その根拠はいったい何であろうか。被告が提出、引用する書証類には、そのようなことはどこにも書かれていない。

(イ) 本件慣行水利権の平成 19 年の取水実績が、被告の言うとおりでであるとして、後述するように、それと本件慣行水利権を保有水源に含めないこととは無関係である。

(ウ) なお、例えば長崎市は、慣行水利権を保有水源として利水計画を立てている。必要とあらば書証等を提出して立証してもよいが、これは、被告には周知のことのはずである。したがって、「慣行水利権は、安定性を欠くから保有水源として利水計画を立てることはできない」などという見解は明らかに誤りである。

エ 「エ」に対して

(ア) 「エ」の第 2 段落の「水道法 7 条にかかる…許可を受けることが確実にあると見込まれること。』が必要とされていること」までは、水道法 7 条、8 条の引用であり、特に争わない。

そして、被告はうまくごまかしたつもりかもしれないが、慣行水利権は、この水道法 7 条、8 条の記載に該当する。言うまでもないが、水道法 7 条の言う「取水が確実にどうか」とは、取水量ではなくて、法的権利性の問題である。

(イ) その後の「水道法 5 条 2 号において、水道施設が備えるべき要件として、…水道事業者は渇水の時でも常時水を供給するための施設整備を進めていくことが求められている」の記載で、これが「十年に一度程度の渇水」を指しているのであれば、特に争わない。

しかし「異常渇水」を指しているのであれば、本件とは無関係である。本件は、「今後の佐世保市の水需要の増加に対応するための施設」の建設を

めぐる訴訟である。その時、「異常渇水時に安定供給できない」ことを理由に、保有水源から除外するのは論理的に明らかに誤っている。

- (ウ) さらにその後に延々と続く「そして、設計指針においては、『水道は、平常時の水需要に対応した給水はもとより…各種リスクを踏まえた施設の能力規模が求められている』により、被告は「渇水の時でも常時水を供給するための施設整備」の建設が必要であり、それが石木ダムであると言いたいようである。

しかし、現在、本件慣行水利権を保有水源とすれば、10年に一度の渇水の時でも、常時水を供給することができる。したがって、この記載も、本件とは無関係である。

なお、「現在、佐世保市が平成19年のような状況となっても対応できること」は佐世保市もわかっており、だから佐世保市は、「平成6年渇水のような何十年に一回の渇水状況にも耐えられるために石木ダムが必要だ」と喧伝しているのである。ただし、利水目的のダムは、何十年に一回の渇水のために建設されるものでない。そのことも佐世保市はわかっており、それゆえ、佐世保市も(そして被告も)、石木ダム建設の積極的理由としては、そのことを正面から(例えば本件訴訟のような公の場では)主張しない。

#### (4) 被告の主張の根本的問題点

ア 原告らは、「本件慣行水利権は、他の許可水利権と同等の価値がある水利権であり、したがってこの慣行水利権のみを保有水源から除外する合理的理由はない。それにもかかわらず、被告が除外したのは、そうしないと石木ダム建設の必要性が裏付けられないからである」と主張した。

イ これに対して、被告が第3準備書面で述べていることは、結局、「取水実績において、本件慣行水利権は(量的)安定性がない」ということのみである。

先に指摘したように、被告は、読み手に対して、あたかも慣行水利権が法

的権利性として安定性がないかのごとき印象を与えようとしている。ただし、被告自身もそう明記はしていない。それも当然であり、何度も述べるように、本件慣行水利権は法的には許可水利権と少なくとも同等、場合によってはそれ以上の価値を有するのである。

ウ 被告が言うところの「取水実績において安定性がない」とは、第3準備書面によると、平成19年において、三本木取水場及び四条橋取水場では、「届け出分を通年取水できなかった」（被告第3準備書面 p11L11～12）ということに尽きる。

それは「おおむね10年に一度の規模の渇水年度で取水できないのであれば、…保有水源として考慮することはできない」という記載にも表れている(同 p13L2～5)。

しかしこの主張は全くのでたらめ、少なくとも全く不合理な主張である。

エ 第一に、「10年に一度の規模の渇水年度で100%の取水ができないのであれば、保有水源として考慮することはできない」という見解は、佐世保市独特の、さらに言えば石木ダム建設のため独特の見解である。

オ 第二に、前記被告の論理が正当となるためには、「他の水源はすべて、10年に一度の規模の渇水年度でも、常に、許可水量分(あるいは届出水量分)を取水できていた」ことが前提となる。他の水源もまた、渇水年度に許可水量分を全量取水できていないのであれば、本件保有水源のみを除外する合理性がないからである。

後述するように、被告は、原告らの求釈明にもかかわらず、許可水利権の取水実績を明確にしない。

本件慣行水利権にしても、唯一、乙B第22号証で、非常に小さい、わけのわからないグラフを「不安定水源の平成19年渇水時の取水状況」として提出するのみである。

原告らの理解では、平成 19 年は、許可水源もまた許可水量分を取水できていないはずである。

そうであれば、許可水利権もまた「不安定水源」として「保有水源」に入れることはできないことになる。そうすると、佐世保市は「保有水源ゼロ」となり、石木ダムを建設しても全く水不足になるという極めて奇妙な結論となる。

なお、参考に、原告らが調べた平成 19 年(2007 年)度渇水時の取水量を末尾に添付する。これを見れば、被告が言うところの「安定水源」と「不安定水源」がほぼ同じ水利権執行（行使）率であることが分かる。

これは両者が同等の権利であるという原告らの主張を裏付けるとともに、「平成 19 年の本件慣行水利権の取水率が 100%ではないことを理由に保有水源から除外する」という被告の主張が全く合理性のないことも露呈している。

原告らのこの調査結果がおかしいというのであれば、ぜひとも、被告に、反論していただきたい。

カ 第三に、極めて現実的な指摘(上記 2 点は理論的なものとして)をしておく。

すなわち、原告らが第 1 準備書面の別表で明確に示しているように、佐世保市が、「保有水源」から本件慣行水利権を除外したのは、どんなに遅くとも、平成 11 年である。

被告が第 3 準備書面で述べる「平成 19 年渇水」は、平成 11 年には存在していない。

いったい、平成 11 年に、本件慣行水利権を保有水源からは除外したのはどういう「合理的理由」に基づくというのであろうか。なお平成 6 年渇水時は、改めてデータを調べるまでもなく、許可水源もすべて許可量を取水できていなかったことは明らかである。



キ 以上から明らかであるが、「取水量が安定していない」ことは、そもそも当該水利権を除外する理由にならないし、もし除外する理由になるならば、同様の「不安定性」は、他の水源でも当てはまるのである。

他方、「法的不安定性」は、確かに除外する理由になるかもしれないが、少なくとも本件慣行水利権は、法的に、河川法 23 条の許可水源と、内容面においても、同等か場合によってはそれ以上の効力を有する安定したものである。そのことは、被告が、本件慣行水利権の「法的不安定性」について具体的に指摘しないことから明らかである。

したがって、原告らが指摘するように、本件慣行水利権を保有水源から除外する合理的理由はなく、ただただ、石木ダム建設の必要性を作出するためにとられた「方便」に過ぎないのである。

### 3 「3 原告らの求釈明について」に対して

(1) 今まで述べてきたように、被告の主張を前提にするとしても、少なくとも、

① 平成 19 年の本件慣行水利権の取水量の詳細なデータ、②同年の許可水源の取水量の詳細なデータ、③平成 11 年に本件慣行水利権を保有水源から除外することとなった理由(もしそれが、被告が言うところの「10 年に一度の規模の渇水年度」の不安定性にあるならば、その年度の特定と、その年の本件慣行水利権及び許可水利権の取水量の詳細なデータ)を明らかにする必要がある。

(2) 被告は、「他の年は関係ない」とうそぶくが、そもそも平成 19 年の本件慣行水利権の詳細なデータさえ出していない。

原告らとしては、改めて、少なくとも、前項①ないし③の資料の提出を求める。

それらの資料を見れば、原告らとしては、原告らの第 1 準備書面で提出を求めた資料類をもらわなくても、被告の「本件慣行水利権を保有水源から除外し

たことが合理的であること」という主張が破たんしていることが明らかになると考えている。

第2 「第2 平成24年度予測に対する原告らの主張が失当であること」に対して

1 「1 原告らの主張」に対して

ここで被告が要約していることは、確かに原告らの主張の本旨である。

2 「2 水需要予測の手法について」に対して

(1) 「(1)」に対して

ア この項の(1)で被告が何を言いたいのかよくわからない。

被告は「認定庁(被告)は、認定当時の内容が適正であるかを審査する」と記載している。これは確かにそのとおりであろう。

問題は、その後の「過去の水需要予測の内容等の変化の理由を明らかにする必要はない」という記載である。この「理由を明らかにする必要がない」という表現が意味不明である。

主語が「認定庁」ならば、「変化の理由を審査する必要はない」のはずであるし、述語の「理由を明らかにする必要がない」を生かすならば、主語は、「佐世保市」あるいは「起業者」でなくては意味が通らない。

もちろん、「認定庁は、変化した理由を検討した上で問題ないと判断したが、その審査・判断の過程を、原告らに明らかにする必要がない」とも読めないわけではないが、まさかそうではあるまい。

イ 原告らは、過去の水需要予測と変化していることから、本件が不合理であることは、客観的に明らかだ、と主張している。

ここでは、被告の言いたいであろうことを「認定庁は、出てきた資料の内容を審査するが、それがねつ造されたものかどうかの審査はしない。ましてや、過去の水需要予測と違っているかどうか、仮に違っていると認識したとしても、なぜ違ったのかなどは、全く審査考慮しない」と仮定して、主張を

進めるが、まず、審査のあり方として、それはあまりにいい加減である。

国民の税金を投資して大規模な公共工事を行おうとする以上、その事業の合理性については、徹底的に審査する必要がある。

被告が、「申請された書類の上っ面を見て矛盾がなければ認可するんです」と主張するのであれば、その一事をもって、本件事業が違法であることは明らかである。

ウ 一歩譲って、被告の主張(前項の「原告らの理解する被告の主張」)が正しいとして、のちに、申請資料がねつ造されたでたらめのものであることが判明した場合、被告は、どうなるというのだろうか。

被告は、その場合でも「認可時に、そのことを見抜くことができず、かつ見抜く義務もなかったのだから、仮にのちにねつ造された書類であることが判明しても、当該事業は有効である。だからそのまま事業を進めてもよい」とでも主張するつもりであろうか。しかし、例えば「認可後の事情変更等は考慮されない」という主張ならばともかく、「認可した時点で違法性が存在していても、それをその時点で見抜けなかったならば、取り消すことはできない」という主張はあり得ない。

エ したがって、本件訴訟においては、被告は、「過去の需要予測と比べても合理的である」という積極的かつ説得的な主張をしなければならない。決して「認可時に問題を見抜けなかったのだから、原告らの請求は成立しえない」などという主張をすることは許されないし、法的にも誤っている。

(2) この項の「(2)」で被告が述べていることが正しかろうが正しくあるまいが、少なくとも、本件訴訟における主張としては誤っている。

原告らは、「過去の水需要予測と比較して不合理な変遷をしていることから、平成24年予測はでたらめである」と主張している。原告らの主張の根幹は、「平成24年予測はでたらめ」ということであり、「他の水需要予測との比較」はそ

の根拠，それを裏付ける事実である。

したがって被告が主張すべきことは、「平成 24 年予測は，過去の水需要と比較しても合理的なものである」ということであり、「過去の水需要予測と一致していようがまいが，何ら問題はない」という主張ではない。

- (3) 「(3)」で原告らの主張に言及しているが，原告らの主張は，『平成 24 年予測が，当時の指針に形式的に合致している』の一点のみを根拠として『平成 24 年予測は当然に正しい』とか，『本件事業の正当性にみじんも響かない』などと主張はできない」ということである。

被告が，どうしても，過去の水需要予測との不整合性については，説明ができず，それゆえ，そのこと自体に絶対に触れたくないというのであれば，それもまた「一戦術」ではあろうが，公共事業を進める国として恥ずべきことであろうし，まさしく，原告らの主張が正しいことを意味する。

### 3 「予測と実績値とのかい離について」に対して

- (1) 先に少し言及したが，原告らも「認可後の事情変更等は考慮されない」という見解には，一定の理解を示す。

ただ，原告らが，本件で，「予測と実測のかい離」として示しているのは，過去の需要予測においても(つまり，いつの時点での予測においても)，いずれも常に，明らかに不合理な予測をしている，ということであり，そのことが「その後の実績とのかい離から裏付けられている」ということである。

- (2) 原告らは決して「平成 24 年予測が，その後の実績とかい離しているからでたらめである」などとは主張していない。他の理由から，「平成 24 年予測はでたらめである。でたらめであるがゆえに，実績とは大きくかい離するはずである。実際大きくかい離している」と主張をしているのである。過去の水需要予測でも，常に，その後の実績とかい離していることからそれは裏付けられる，とも主張している。

(3) 被告自身も、平成 24 年予測が、実績から大きくかい離していることは認めている(認めざるを得まい)。

それが「正当な予測であったが結果的に外れた」のか「でたらめな予測であったから当然外れた」のかが、本件訴訟で問われているのである。

「予測である以上外れるのはしょうがない」という被告の主張はあまりに無責任であるし、これまた、原告らの主張に、合理的に反論できないが故である。

### 第 3 「第 3 平成 24 年水需要予測が合理的なものであること」に対して

#### 1 「1 滝沢，小泉意見書について」に対して

(1) 被告は、水需要予測は、過去の水需要予測からの時点修正で対応することができるものではなく、過去の実績、現存する各計画、経済情勢や企業動向等の各要素に基づき、評価時点における最新の予測を行うものであって、過去の推計手法を基礎とするものではないから、平成 24 年予測が合理的なものか否かを判断するに当たり、過去の水需要予測とは異なる手法を用いた理由及び合理性に関して意見を述べていないことをもって、滝沢教授及び小泉教授の意見を論難できないと述べる。

(2) 先述のとおり、原告は平成 24 年水需要予測がでたらめであることを述べたが、そのでたらめな予測に対する滝沢教授及び小泉教授の意見書もでたらめを追認するものでしかない。そもそも、認定庁は、両教授に対し、平成 24 年水需要予測単体の数値算出手法に関する意見しか求めている（乙 A16）。したがって、両教授の意見は平成 24 年予測のことしか見ておらず、原告の「過去の水需要予測と比較して不合理な変遷をしていることから、平成 24 年予測はでたらめである。」との指摘に対して、真正面から答えているものではない。したがって、どこまで行っても両教授の意見は、でたらめな平成 24 年予測をでたらめであると追認しているにすぎないのである。

(3) 原告らとしては、両教授が、本当に佐世保市の実情を理解したうえで、かかる意見書を書いたとは考えられない。

ア 例えば、「渇水による給水制限後は水需要が増加する」ことについては、少なくとも、2000年以降の実績グラフを見る限り、そのような評価はできない。したがって、被告あるいは企業者が、実績グラフを示した上で、両教授に見解を求めたとは思われない。

そうであれば、両教授の見解は全く実態を見ない観念論である。

他方両教授が、上記実績グラフを見た上でかかる評価をしたというのであれば、その真意を、証人尋問で直接問いただす必要がある。

イ また「業務営業用水小口使用水量は観光客数が増えると増加する」については、「影響を与えるのは観光客数だけであるのか」「一般に、観光客数以上に影響を与える要因は何があるのか」などという照会をしたとも思われない。単に『業務営業用水小口使用水量は観光客数が増えると増加する』という見解は、著しく不合理と言えるか」と照会したに過ぎないはずである。

そうであれば、両教授が、「問題ない」といったとしても、平成24年水需要予測が「合理的である」ことの証明にはなっていない。

他方、両教授が、「観光客数の増減こそ業務営業用水小口使用水量の予測に最も適した要因である」というのであれば、その真意を、証人尋問で直接問いただす必要がある。

(4) 本件事業が、多額の国民の血税を投じて建設されるダム事業であるならば、毎回の需要予測については厳正厳密な調査と予測が行われるべきであり、その予測結果については、あらゆる疑問質問に対して合理的な回答が用意されてしかなるべきである。その回答の中には、当然、過去の需要予測と比較において合理的であること、予測方法が変更された場合にはその変更についての合理的な理由が含まれるが、被告は表面的に「評価時点における最新の予測を行うもの」

として、内実、過去の需要予測との整合性はとれず、過去に用いた手法とは全く異なり、その理由も不合理で、石木ダム建設の必要性をなんとかひねり出すために数字合わせをしているにすぎない平成 24 年予測を正当としているのである。

- (5) さらに、このような数字合わせの平成 24 年予測にお墨付きを得るため、権威付けとして両教授の意見を求めたにすぎず、両教授は形式的には見事にその役割を果たしてはいるが、内容の合理性には欠ける。

もっとも被告は、あるいは両教授は、「両教授の意見は平成 24 年需要予測単体に対して述べられたものであり、そもそも過去の予測との比較や整合性は求められていない」と反論するかもしれない。しかし、そうであるならば両教授の意見は原告が指摘する「平成 24 年予測は過去の予測との比較においてもでたらめである」との当然の指摘に答えられていないことになり、なおさら両教授の意見は平成 24 年予測が正当であることの裏付けにはならないのである。

## 2 「2 生活用水について」に対して

- (1) 被告は、給水人口の減少や水道使用量の減少も考慮しているから原告の主張は妥当でないと述べる。
- (2) しかし、被告の反論は平成 24 年予測の生活用水に関する予測全体の正当性を証明できていない。被告がいう減少要因の考慮は、極めて客観的なデータである給水人口と水道使用量については、どう転んでも減少と認めざるを得なかったというにすぎない。しかし、平成 24 年予測の生活用水の予測について減少要因をいくらか考慮したとしても、全体の結論としては生活用水に関する予測を過剰に見積もっていたことが明らかとなっており、被告が合理的に説明できていないことはこれまで原告準備書面 1 及び 4 で述べてきたとおりである。
- (3) さらに、被告は原告の指摘にすべて反論できていないことをここでも確認しておく。

原告は原告第1準備書面で、生活用水に関して①佐世保市の実績は客観的には右肩上がり傾向ではないこと、②それにもかかわらず佐世保市の行った生活用水に関する水需要予測において、佐世保市は「右肩上がりの増加傾向」としていること、③それは全く誤った評価であり、まさしく恣意的認定にすぎないということ、④設計指針において「水需要の増加要因のみならず減少要因も考慮されなければならない」とされているにもかかわらずその考慮を欠いていることを指摘してきた。

しかし、被告は上記④についてようやく反論をしたのみであり、他の反論をいまだすることができてない。

さらに、被告がなした反論は、給水人口の減少と水道使用量の減少という被告においても認めざるを得ない、あるいは認めても差し支えない数値を減少要因として考慮したことを言うにとどまり、その減少要因を考慮してもなお、生活用水の需要が増加することについて合理的な説明は欠いたままである。

(4) 被告は、国民が納めた多額の血税を投じる石木ダム建設事業について、真に必要であると認定したのであれば、その事業に投げかけられる指摘に対し論点をすり替えることなく、真正面から答えるべきである。

(5) 以上のことに鑑みれば、被告の生活用水に関する反論はいまだ尽くされておらず、合理性説得性を欠いたままである。むしろ被告は原告の指摘に反論できないことを自白していると言わざるを得ない。

### 3 「3 業務営業用水について」に対して

#### (1) 小口需要

ア 被告は、業務営業用水の小口需要実績と観光客数実績の相関関係について、2か年の実績値のみをもって長期的な実績を用いた相関関係を否定できるものではなく、一定期間の過去実績全体の傾向を分析する必要があり、全体の



実績傾向を踏まえ、特定の2か年だけを取り上げて比較する原告らの主張は、相関関係を誤って理解したものであり、失当であると主張する。

イ しかし、原告らが、これまで第1準備書面及び第4準備書面で主張したのは、特定の2か年だけを取り上げて比較したものではない。

原告らは、被告が「長期的実績」というのは平成15年から平成23年までのたかだか9年間であるところ、そのわずか9年間の間ですらも、2004（平成16）年と2005（平成17）年の2年間及び2009（平成21）年と2010（平成22）年の2年間の合計4年間は、観光客数が増えたのに小口需要実績が減っていることや、この9年間のうち、直接の2年間の変動ではないものの、2005（平成17）年と2010（平成22）年は、いずれも観光客数がほぼ同じであるのに小口需要の実績は大きく違うことを具体的に指摘した上で、小口需要と観光客数についての相関関係はないか、あっても低いから、それだけを根拠に、観光客数の増加に伴って小口需要が右肩上がりに増え続けるという需要予測には合理性がないと主張した。すなわち、原告らは、被告が「長期的な実績」や「一定期間の過去実績全体の傾向を分析する必要」があると何度も強調するので、その「長期的実績」たる9年間のうちの6年間について取り上げて比較検討したものであり、原告らが特定の2か年だけを取り上げて比較するとの被告の主張は、ミスリーディングも甚だしい。

ウ 被告は、第1準備書面に続いて、今回の第3準備書面においても、小口需要と観光客数の相関関係のみを根拠に需要予測をする不合理性に対しては、まともな反論が全くできておらず、上記のような、「全体の実績傾向」を見るべきだという意味のない一般論をひたすら繰り返すばかりである。

結局、平成24年予測から、ハウステンボスを突然小口需要に含め、小口需要の予測方法を観光客数との相関関係に基づくやり方に変更したのは、水需

要を捏造するために行ったとしか考えられず、原告らが観光客数と小口需要の相関関係を誤って理解したと論難する被告の主張こそ失当である。

## (2) 大口需要

ア 被告は、第1準備書面までは、佐世保市が防衛省から、「万が一の災害等の緊急時や有事における迅速かつ適切な諸活動を遂行するためにも、十分かつ安定的な水源の確保がより重要になる」との回答があったことから、この回答に基づいて、業務営業用水の大口需要については、過去の実績最大値を採用したと主張していた。

イ これに対して、原告らが、防衛省の一般的認識が直ちに過去実績最大値に結び付くことになる論理関係などあり得ないと反論したところ、被告は、第3準備書面においては、「将来の使用水量の予測が困難な場合には、過去の水需要の最大値を用いることもある」としている設計指針に沿って、過去の最大実績値を用いたとの主張を展開するに至った。

ウ しかし、これは驚くべき変遷である。被告の主張は、これまで需要予測の根拠を表向き防衛省の回答に求めていたところ、それはあくまでももっともらしい理由付けをするための工作にすぎず、結局において、防衛省の意向など実は何の関係もなく、「将来の使用水量の予測が困難だから過去の最大値を用いることにした」という無茶苦茶な手法であって、かかる需要予測に合理性などあるはずがない。被告の水需要予測の正当性は、設計指針に沿っているというただその一点に尽きるのであろうが、そこに日々生活を営んでいる地権者を強制排除してまでもそれを押し通す必要性が本当にあるはずもなく、被告は、真剣に考え直すべきである。

## 4 「4 工場用水について」に対して

- (1) 被告は、工場用水の大部分を占めるSSKの水需要予測について、原告らが、「SSKの経営方針転換の実現性が不透明になる事情があれば、それを批判検

討することは重要だ」と主張したのに対し、「佐世保市が、SSKに対し、将来の水使用についての文書照会をして、SSKから経営方針の転換、修繕船事業におけるドック使用形態の変更や使用頻度の上昇等に関する具体的な回答を得ているから、SSKの経営方針転換の実現性が不透明になる事情はない」と反論する。

(2) しかし、被告の反論は全く反論になっていない。

ある時点において、SSKから、どれだけ詳細かつ具体的な回答を得たとしても、その後、本件事業認定するまでの間に、経済情勢や経営環境等により事態が変わることはいくらでもあり得るはずである。事実、SSKは、2012（平成24）年10月25日に修繕船事業を強化する「向こう3カ年の経営方針」を発表して経営方針の転換を打ち出したが、その経営方針転換を発表したわずか半年余り後の2013（平成25）年5月17日には、数値目標実現は困難になったとして、早くも同経営方針転換を見直す「新中期経営計画」を発表し、修繕船事業の売上高目標を下方修正した。その後、実際にSSKの売上高は大幅に減少した。

ところが、本件事業認定にあたって、佐世保市が被告に提出したSSKの水需要予測に関する根拠資料は、2012（平成24）年12月28日付けと2013（平成25）年4月8日付けの「水需給計画における将来見通し」（乙A15・2-4-2参考資料84～88頁）であるところ、同資料の日付を見ればわかるとおり、同資料は、いずれもSSKの「新中期経営計画」が発表されるより前のものであり、その後の経営環境の悪化による事情変更は反映されていない。

そして、本件事業認定がされたのも、上記SSKの「新中期経営計画」発表後である2013（平成25）年9月6日である。

(3) また、被告は、原告らが、一日最大給水量が必要となる事態が年に数回程度しか生じないのであれば、修繕船のドックイン日を調整することなどでも足りるはずであると主張したのに対し、国が、調整するのはSSKの事業に対する介入であり、法令上不可能であると反論する。

しかし、原告らが主張したのは、**SSK自身が受注調整をしたり、ドックイン日や時間をずらしたり**することで足りるということであり、国にそれをやれということをも主張したわけではない（なお、原告ら第4準備書面18頁の25行目の「被告」は「SSK」の誤記であるが、文章の全体を見れば、原告らが国に、上記のようなバカげた要求をするはずはないことは明らかである）。

(4) 原告らは、第4準備書面で、前記SSKが発表した経営計画の計画年度である平成27年度以降の、修繕船の受け入れ実績と使用水量の実績は増えているのか、明らかにするよう被告に求めた。なぜなら、これは、佐世保市の水需要予測が合理的であったのかを検証する重要な間接事実であり、かつ、被告にとっても、佐世保市の水需要予測の合理性を立証するために、積極的に開示すべき事実だからである。

ところが、被告は、本件事業認定の適否を判断するにあたっては、同認定時に存在していた事実等を基礎とし、事業認定後の事実は、その処分当時の事業を推認する間接事実等として役立つ限りにおいて斟酌すると述べた上で、仮に、SSKの平成27年度以降の修繕船の受け入れ及び使用水量の実績として、一日最大給水量が必要となったことがないとしても、それをもって、平成24年水需要予測又は本件事業認定の当時、SSKの経営方針の転換の予定を度外視してSSKの水需要予測を行うべきであったということにはならないから、提出しないと述べた。

しかし、佐世保市の平成24年の水需要予測が原告らが主張するようにねつ造されたまったくのでたらめなものであるのか、それとも被告が主張するよう

に、合理的に作成されたものであるのかを判断する材料として、実績は極めて重要である。

本書面において、原告らは、被告に対し、改めて平成 27 年度の以降の、SSK の修繕船の受け入れ実績と使用水量の実績を明らかにするよう強く求める。

- (5) なお、いずれにして、本論点の最大かつ本質的問題である「平成 24 年予測において、急に従来と違う予測手法を採用したこと」、しかもその予測手法は「二つのドッグでそれぞれ 2 隻ずつ、船体の同時洗浄を行うという実際に生じるかどうかわからない状況が、しかも一年中毎日行われることとしていること(原告ら第 1 準備書面第 3 5(3)イ(イ)－P47)」の不合理性については、被告は合理的反論をできていない。

#### 5 「5 中水道について」に対して

- (1) 青果市場等が再生事業の区域図に含まれていることは了解する。
- (2) 原告らが「各事業が上水道を利用しているならば、それに応じて、中水道も予測通り利用されているはずである。それは逆に言えば、中水道が予測通り利用されていないならば、上水道も予測通り利用されていないということを意味する」と述べたのは、単純に「再生水の使用量と上水道の使用量とが、比例関係にあることを前提にしている」わけではない。

工業用水、営業用水の利用量が増えるならば、それは、それに応じて、中水道の利用量も増えるはずであるという相関関係(つまり、上水道の利用量が伸びる「基礎事実」が存在するならば、中水道の利用量もその「基礎事実」に基づき伸びるはずであること)を前提としている。

例えば、ある中水道整備されている施設の利用者が倍になり、それに応じて上水道の利用量も上がれば、同様に、当該施設の中水道の利用量も伸びるはずである。

したがって、上水道の利用量だけを伸びさせるのは、不合理である。

(3) 被告は「佐世保市が補助金等を支給して再生水事業を拡大することは赤字経営を招く結果となる」と主張する。

つまり、被告も、赤字経営を招く事業を行うことはダメだと考えているということである。

それならば、本件訴訟でこれまで原告らが指摘してきたように、本件事業こそ、佐世保市の赤字経営を招くことが明白なものはないのであるから、すぐさま、中止すべきである。

(4) 「石木ダムを作るよりもはるかに少ない金額で中水道整備はできる」という原告らの主張自体は、被告も認めているようである。被告の反論は、別の理由(水源確保)から石木ダム建設は不可欠であると言っているだけだからである。

そして水源確保の観点から、石木ダムなどいらないことは、本件慣行水利権の問題、生活用水や事業用水の課題見積もりなど、本準備書面を含めて、既に指摘したとおりである。

(5) いずれにしても、佐世保市が、すぐにできるはずの中水道整備計画をずっと放置していることから見ても、佐世保市において、それほど深刻な水不足は生じていないことがうかがえよう。

6 「6 計画負荷率について」に対して

ここで、被告が主張していることは、まさしく原告らの言う通り「佐世保市に都合の良い数字を採用して何が悪い」ということである。

7 「7 安全率について」に対して

ここも同様である。

被告自ら、「事実では反論できない」ことを認めている。

以 上